

# 1 委員会の審議経過

◎内閣委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月28日 (木)	<p>国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。</p> <p>行政手続法案(閣法第七号) (衆議院送付)</p> <p>行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第八号) (衆議院送付)</p> <p>右両案について石田総務庁長官から趣旨説明を聴いた。</p> <p>また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。</p>
2	平成5年11月2日 (火)	<p>行政手続法案(閣法第七号) (衆議院送付)</p> <p>行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第八号) (衆議院送付)</p> <p>右両案について武村内閣官房長官、石田総務庁長官、中西防衛庁長官、政府委員、大蔵省、警察庁、環境庁、国土庁、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び国税庁当局に 対し質疑を行った。</p>
3	平成5年11月4日 (木)	<p>行政手続法案(閣法第七号) (衆議院送付)</p> <p>行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第八号) (衆議院送付)</p> <p>右両案について参考人成蹊大学教授塩野宏君、中央大学名誉教授橋本公百君、日本行政書士会</p>

連合会副会長塩野征四郎君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、石田総務庁長官、建設省、文部省、国税庁及び郵政省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）  
特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一号）（衆議院送付）

右両案について石田総務庁長官から趣旨説明を聴き、

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二号）（衆議院送付）について中西防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）  
特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一号）（衆議院送付）

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二号）（衆議院送付）

右三案について石田総務庁長官、武村内閣官房長官、中西防衛庁長官、弥富人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

#### 閣法第七号

賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし

欠席会派 無

#### 閣法第八号

賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし

欠席会派 無

#### 閣法第一〇号

賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし

5		4	
平成6年1月27日 (木)	平成5年12月15日 (水)	平成5年11月9日 (火)	
<p>請願第五号外四二件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第 四八号外五〇件を審査した。</p>	<p>都合により取りやめとなった。</p>	<p>臨時行政改革推進審議会の「最終答申」について石田総務庁長官から説明を聴いた後、防衛庁市 ヶ谷台一号館の保存問題に関する件等について中西防衛庁長官、武村内閣官房長官、石田総務庁 長官及び政府委員に対し質疑を行った。</p>	<p>欠席会派 無</p> <p>閣法第一二号</p> <p>賛成会派 自、社、公、新連、民、新生 反対会派 共</p> <p>欠席会派 無</p> <p>閣法第一二号</p> <p>賛成会派 自、社、公、新連、民、新生 反対会派 共</p> <p>欠席会派 無</p>

○内閣提出法律案（五件）

1 2	1 1	1 0	8	7	号 番		
案る防衛庁の職員の一部を改正する法律	特別職の職員の一部を改正する法律	案る一般職の職員の一部を改正する法律	行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	行政手続法案	件 名		
〃	〃	〃	〃	衆	院 議 先		
一〇二天	一〇二天	一〇二天	九二七	五 九二七	月 提 出		
一〇二天 予	一〇二天 予	一〇二天 予	一〇二二 予	五 一〇二二 予	付 託 委 員 会	参 議 院	
可 決 二、四	可 決 二、四	可 決 二、四	可 決 二、四	可 決 二、四	議 決 委 員 会		
可 決 二、五	可 決 二、五	可 決 二、五	可 決 二、五	可 決 二、五	議 決 本 会 議		
一〇二天	一〇二天	一〇二天	九二七	五 九二七	付 託 委 員 会	衆 議 院	
可 決 一〇二八	可 決 一〇二八	可 決 一〇二八	可 決 一〇二二	可 決 一〇二二	議 決 委 員 会		
可 決 一〇二八	可 決 一〇二八	可 決 一〇二八	可 決 一〇二天	可 決 一〇二六	議 決 本 会 議		
					備 考		

行政手続法案（閣法第七号）

要旨

本法律案は、行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に  
関し、共通する事項を定めることよつて、行政運営における公  
正の確保と透明性の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に  
資することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとお  
りである。

一、申請に対する処分について、その迅速かつ透明な処理を確保  
する観点から、必要な規定を次のように整備する。

1 申請の処理に通常要すべき標準的な期間を定めるよう努  
め、これを定めるときは公にする。

2 申請が到達したときは遅滞なく審査を開始し、形式上不適  
合なものであつても、速やかに応答する。

3 申請に関する審査基準を定め、これを原則として公表する  
とともに、申請により求められた許認可等を拒否する場合に  
はその理由を示す。

4 第三者の利害を考慮すべきことが許認可等の要件とされて  
いるものについては公聴会開催等により当該第三者の意見を  
聴くよう努める。

二、不利益処分について、行政運営における公正の確保を図ると

ともに、処分の相手方の権利利益の保護を図る観点から、必要  
な規定を次のように整備する。

1 不利益処分をしようとする場合には、相手方に意見陳述の  
機会を与えるため、あらかじめ通知する。

2 許認可の取消等の処分については聴聞手続、その他の不利  
益処分については弁明の機会の付与の手続を執ることとし、  
それぞれについて、所要の規定を整備する。

3 不利益処分をするかどうかの判断基準を定め、公にしてお  
くよう努めるとともに、不利益処分をする際には、その名あ  
て人に対し、原則として、その理由を示す。

三、行政指導について、その透明性及び明確性を確保する観点か  
ら、必要な規定を次のように整備する。

1 行政指導は所掌事務の範囲を超えて行つてはならないこと  
及び行政指導の内容は相手方の任意の協力によつてのみ実現  
されるものであることに留意しなければならない。

2 申請に関連する行政指導や許認可権限を背景に行われる行  
政指導について、これに携わる者の責務について規定する。

3 行政指導をするときには、相手方にその趣旨、内容及び責  
任者を明らかにするとともに、相手方からの求めがあれば、  
原則として、これらを記載した書面を交付する。

4 複数の者に対して行政指導をしようとするときは、あらか

はじめ、事案に応じ指針を定め、原則としてこれを公表する。  
四、行政は極めて多岐にわたるものであるため、本法案の規定をすべての分野に一律に適用することは適当でないことから、一定のものについて適用除外措置を次のように講ずる。

行政分野の特殊性に応じた独自の手続体系を有しているもの、あるいは行政庁との間で特別な規律に基づく関係にある者や、特殊法人などの特別な地位を有する法人に対して行われる処分など行政手続法案の規定を適用することが適当でないものについて、本法律案の対象から除外する。

五、処分、申請、不利益処分、行政指導等の定義、届出、地方公共団体の措置、経過措置等について、所要の規定を設ける。

六、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました五法案につきまして御報告申し上げます。

まず、行政手続関係二法案について御説明申し上げます。

行政手続法案は、行政庁の処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて国民の権利利益の

保護に資することを目的とするものでありまして、第一に、申請に対する処分に関して、審査基準及び標準処理期間の設定・公表、申請に対する審査及び応答、拒否処分の理由提示、公聴会の開催等について定めております。

第二に、不利益処分に関して、処分基準の設定・公表、聴聞又は弁明機会の付与、不利益処分の理由の提示等について定めております。

第三に、行政指導に関して、行政指導の一般原則の明示、行政指導を行う者の責務、行政指導の趣旨、内容、責任者の明示等について定めております。

第四に、これらの手続に関し、一定のものについての適用除外措置を講ずることとするほか、届け出、地方公共団体の行政手続等に関して必要な規定を整備しようとするものであります。

次に、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、行政手続法が行政庁が処分を行おうとする場合の手続に関する一般法として施行されるのに伴いまして、関係法律三百六十件について必要な規定の整備を行おうとするものでありまして、本法の区分によれば弁明によることとなる不利益処分に聴聞を認める特例、行政手続法の規定と重複する手続規定の削除、関係法律に規定されている聴聞等の名称の整理、行政手続法に定める規定の適用除外等に関して必要な措置を講じようとするものであります。

す。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、規制緩和と行政手続法の関係、適用除外の理由、命令制定手続及び計画策定手続の整備問題等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、行政手続法整備法案に対し、日本共産党の聴濤委員より、国税通則法及び地方税法に係る申請に対する処分、不利益処分及び行政指導に関する一定の手続の適用除外規定を削除する修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、行政手続法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、行政手続法整備法案は、聴濤委員提出の修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に給与関係三法案について御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人

事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に併せて特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補(一)の欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改めようとするものであります。

委員会におきましては、三法案を一括して議題とし、公務員給与と早期改善の意義、扶養手当等諸手当の改善、期末手当の引下げ問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、一般職職員給与法改正案に対し、日本共産党の聴濤委員より、期末手当の支給割合の引下げに関する規定を削除する修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、石田総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は、聴濤委

員提出の修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第八号）

#### 要旨

本法律案は、行政手続法の施行に伴い関係法律の規定を整備するもので、その主な内容は、次のとおりである。

#### 一、行政手続法の施行に伴い必要となる規定の整理

1 行政手続法第十三条第一項に定める区分によれば弁明の機会との付与の手續を執ることとなる不利益処分のうち、これに代えて聴聞手續を執ることとするものについて所要の規定を整備する。

2 行政手続法の規定と重複する手續規定を削除し、同法の特例となる手續規定を必要な修正を行った上で存置する等、所要の規定の整理を行う。

3 行政手続法に規定する聴聞手續が適用されない処分その他

の行為に係る意見聴取のための制度について関係法律で使用されている「聴聞」等の名称の整理を行う。

#### 二、行政手続法に定める規定の適用除外措置

1 申請に対する処分、不利益処分及び行政指導の規定の適用除外（十七法律）

犯罪者予防更生法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び国税通則法等十七法律の一部改正を行う。

2 申請に対する処分及び不利益処分の規定の適用除外（六十三法律）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律、特許法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等六十三法律の一部改正を行う。

3 不利益処分の規定（処分の基準及び不利益処分の理由の提示の規定を除く。）の適用除外（四十三法律）

児童福祉法、農住組合法及び獣医師法等四十三法律の一部改正を行う。

三、諮問等がされた不利益処分に関する経過措置等所要の経過措置を規定する。

四、本法律は、行政手続法の施行の日から施行する。



委員長報告

五二ページ参照

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第一〇号)

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成五年八月三日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものである。その主な内容は次のとおりである。

- 一、全俸給表の全俸給月額を引き上げる。(平均引上額六千三百十七円)
- 二、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を二十九万四千円(現行二十八万五千円)に引き上げる。
- 三、扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を三人目から一人につき二千円(現行千円)に引き上げるとともに、満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子がいる場合には、千円に当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額を支給月額とする。

四、借家等居住者に対する住居手当の二分の一加算限度額を引き上げる。(最高支給限度額月二万七千円(現行二万六千円))

五、単身赴任手当について、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額二万九千円(現行一万八千円)に引き上げる。

六、超過勤務手当及び休日給の支給割合を、それぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合(現行それぞれ百分の百二十五)とする。

七、期末手当の支給割合を、三月期は百分の五十(現行百分の五十五)、十二月期は百分の二百(現行百分の二百十)にそれぞれ引き下げる。

八、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額三万七千五百円(現行三万六千八百円)に引き上げる。

九、本法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。ただし、超過勤務手当及び休日給に関する改正規定は平成六年四月一日から施行する。

委員長報告

五二ページ参照

特別職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一二二号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の特給の額の改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官その他の俸給月額を引き上げる。
- 二、大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 三、秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を引き上げる。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。

委員長報告

五二二ページ参照

防衛庁の職員の特給等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一二二号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の特給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、参事官等俸給表の特給月額及び自衛官俸給表の特給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を十萬千二百円(現行九萬八千二百円)に引き上げる。
- 三、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改定する。
- 四、本法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。ただし、自衛官俸給表の改正規定(一等陸士、一等海士及び一等空士の欄並びに二等陸士、二等海士及び二等空士の欄に新設された号俸の部分に限る。)等の規定は、平成六年四月一日から施行する。

委員長報告

五二二ページ参照